

## 顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

## 年末調整 こんな点にご注意を

いよいよ年末調整の時期が近づきました。今年の主な変更はありませんが、間違いやすい点などについてご案内します。

下記のような事情が生じた従業員等がいる場合には、年当初提出した扶養控除等申告書への訂正が行われているか確認してください。

- ① 結婚し、控除対象配偶者を有することになった。
- ② 両親と同居を始め、控除対象扶養親族が増えた。
- ③ 子の就職により、控除対象扶養親族が減った。
- ④ 従業員等本人が、障害者、寡夫（寡婦）又は勤労学生に該当することになった。
- ⑤ 控除対象配偶者又は扶養親族が、障害者に該当することになった。

### 各項目の注意点

#### ① 控除対象配偶者、扶養親族

◆所得者と生計を一にすること

◆合計所得金額が 38 万円以下であること

（パート・アルバイト等も収入が 141 万以下であれば対象となりますのでご記入をお願いします。）

ただし、次の所得は合計所得金額に含まれません

##### ○ 非課税所得

（例） 遺族年金、失業給付、宝くじの当選金、心身損害に伴う損害保険金や損害賠償金

##### ○ 源泉分離課税の対象となる所得

（例） 銀行預金の利子等、定期積金の給付

なお、青色事業専従者として青色申告者から給与の支給を受けている配偶者を、控除対象配偶者及び配偶者特別控除の対象とすることはできません。

## ② 同居老親等、同居特別障害者

### ◆同居老親等

- ・老人扶養親族であること。
- ・所得者本人又はその配偶者の直系尊属であること。
- ・所得者本人又はその配偶者のいずれかとの同居をしていること。

### ◆同居特別障害者

- ・控除対象配偶者又は扶養親族であること。
- ・特別障害者であること。
- ・所得者本人、その配偶者又は生計を一にする親族のいずれかとの同居をしていること。

## ③ 保険料控除の必要書類

○生命保険料控除・・・控除証明書

○地震保険料控除・・・控除証明書

○社会保険料控除

国民年金保険料及び国民年金基金の掛金・・・控除証明書

その他の社会保険料・・・不要（④をご参照ください）

○小規模企業共済等掛金控除（iDeCo 含む）・・・払込証明書

## ④ 社会保険料控除の留意点

保険料控除申告書で申告する社会保険料は、給与から徴収される社会保険料以外の保険料です。自分自身が負担すべき社会保険料の他、生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することとなっている社会保険料を支払った場合にも、その金額を控除の対象とすることができます。例えば、子の国民年金保険料を親が支払った場合や、妻の国民健康保険料を夫が支払った場合には、名義人ではなく実際に保険料を支払った親や夫が控除を受けることになります。

## ⑤ 住宅ローン控除の必要書類

・税務署より届く住宅借入金等特別控除申告書

住宅ローン控除の確定申告を行った次年に税務署よりまとめて届きます。

・金融機関の借入金の年末残高証明書

※住宅ローン控除については、住宅購入初年度については、年末調整ではなく、確定申告が必要となりますので、ご留意ください。

ご不明な点等ございましたら、当事務所までご連絡ください。